

入 札 公 告

次 の と お り 一 般 競 争 入 札 に 付 し ま す 。

令 和 6 年 7 月 22 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門釧路拠点長 高村 良治

1 . 調 達 内 容

- (1) 調 達 物 品 及 び 数 量 卓 上 型 塩 分 計 一 式
- (2) 調 達 物 品 の 仕 様 入 札 説 明 書 に よ る 。
- (3) 納 入 期 限 令 和 6 年 9 月 30 日
- (4) 納 入 場 所 北 海 道 釧 路 市 桂 恋 1 1 6 番 地
国立研究開発法人水産研究・教育機構 釧路庁舎
- (5) 入 札 方 法 落 札 決 定 に 当 た っ て は 、 入 札 書 に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金 額 の 1 0 0 分 の 1 0 に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 (当 該 金 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は 、 そ の 端 数 金 額 を 切 り 捨 て た 金 額) を も っ て 落 札 価 格 と す る の で 、 入 札 者 は 、 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 係 る 課 税 事 業 者 で あ る か 免 税 事 業 者 で あ る か を 問 わ ず 、 見 積 も っ た 契 約 希 望 金 額 の 1 1 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 金 額 を 入 札 書 に 記 載 す る こ と 。

2 . 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「精密機器類」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3 . 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競 争 参 加 希 望 者 は 、 以 下 に よ り 入 札 説 明 書 等 (入 札 説 明 書 、 入 札 心 得 書 、 契 約 書 案 、 入 札 書 様 式 、 委 任 状 様 式 等) の 交 付 を 受 け る こ と 。

① 直 接 交 付

北 海 道 釧 路 市 桂 恋 1 1 6 番 地
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門 釧路拠点
電 話 0 1 5 4 - 9 2 - 1 7 1 1
F A X 0 1 5 4 - 9 1 - 9 3 5 5

② 宅 配 便 着 払 い に よ る 交 付

任 意 書 式 に 「 卓 上 型 塩 分 計 入 札 説 明 書 宅 配 便 に て 希 望 」 と 記 入 し 、 社 名 、 担 当 者 名 、 住 所 、 電 話 番 号 を 記 載 の う え 、 上 記 ① あ て F A X 送 信 す る こ と 。

③ メ ー ル に よ る 交 付

任 意 書 式 に 「 卓 上 型 塩 分 計 入 札 説 明 書 メ ー ル に て 希 望 」 と 記 入 し 、 社 名 、 担 当 者 名 、 メ ー ル ア ド レ ス 、 電 話 番 号 を 記 載 の う え 、 上 記 ① あ て F A X 送 信 す る こ と 。

4 . 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕 様 書 等 に 関 し 質 疑 が あ る 場 合 に は 、 令 和 6 年 8 月 2 日 ま で に 上 記 3 . あ て に メ ー ル (ア ド レ ス は 入 札 説 明 書 に 記 載) 又 は フ ァ ッ ク ス に て 質 疑 を 行 う こ と 。 当 日 ま で の 質 疑 を 取 り ま と め 、 回 答 は 入 札 説 明 書 受 領 者 全 員 に 対 し て 行 う と と も に 当 機 構 の ホ ー ム ペ ー ジ に て 公 表 す る こ と に よ り 入 札 説 明 会 に 代 え る 。

な お 、 当 該 日 以 降 に 質 疑 が 発 生 し た 場 合 も 随 時 受 け 付

け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和 6年 8月 8日 14時00分
北海道釧路市桂恋116番地
国立研究開発法人水産研究・教育機構
釧路庁舎 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和 6年 8月 8日 11時00分
3. ①に同じ。

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約について

は原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちまして、ご了承ください。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項」(URL:http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

購入仕様書

1. 品名 卓上型塩分計

2. 数量 1 式

3. 仕様

(1) 塩分計

① 測定範囲

実用塩分濃度 2~42 あること。

② 測定精度

実用塩分濃度±0.005 以下であること。

③ 計測分解能

実用塩分濃度 0.001 以上であること。

④ サンプル容量

測定時のサンプル容量は 10ml 程度であること。

⑤ 計測方法

電磁誘導式であること。また、恒温槽を持ち、標本瓶に採集された海水サンプルの塩分を、国際標準である「実用塩分」の定義に基づいて測定すること。

⑥ データの保存

卓上塩分計本体で実用塩分値を表示し、インターフェースを通じて接続したパソコンに測定結果を保存させること。

⑦ 動作環境

室内温度 14~30℃、湿度 35~80%の範囲であること。

⑧ 筐体

(W) 530mm × (H) 680mm × (D) 550mm の範囲であること。

⑨ 電圧

100V の交流電源に対応すること。

(2) その他

① 機器構成に関する要件

高い信頼性を有し、十分な動作検証がなされたハードウェアおよびソフトウェアにより構成されること。

② 機器の説明等についてのマニュアルを 1 部以上添付すること。

③ 装置の搬入・設置に必要なマニュアルを 1 部添付すること。

4. 納入場所 北海道釧路市桂恋116
国立研究開発法人水産研究・教育機構 釧路庁舎

5. 納入期限 令和6年 9月30日

6. その他

(1) 納入者は、納入機器に対し以下の内容の保証を行うこと。ただし、メーカー保証を付ける場合は、それに代えることができる。

①納入から1年以内に装置故障等の障害が生じた場合、無償修理・交換等の適切な対応を保証すること（納入後の1年間センドバック保証などがこれに該当）。その際、対応の詳細については担当職員の指示に従い、完全な修復を行うこと。

②障害対応の依頼を平日（営業日）の9時30分～12時00分、13時00分～16時30分の間を受け付けること。また、電子メール及び電話によるサポート窓口を設けること。

(2) 本書の定めのない事項や軽微な変更については、担当職員と協議の上で行うこと。